

**武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター及
び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援
センターの指定管理者候補者について（報告）**

令和5年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会

目 次

| | |
|------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| I 審査の経過..... | 2 |
| 1 対象施設..... | 2 |
| 2 申請及び審査の経過..... | 2 |
| 3 申請状況..... | 2 |
| II 審査の結果..... | 3 |
| 1 審査の方法..... | 3 |
| 2 審査の結果..... | 3 |
| 3 審査の講評..... | 6 |
| III 参考資料..... | 7 |
| 1 審査委員会設置要綱..... | 7 |
| 2 審査委員会委員..... | 9 |
| 3 指定管理者申請要領..... | 11 |
| 4 審査委員会審査要領..... | 38 |

はじめに

本報告書は、武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター及び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターに係る指定管理者候補者選定の審査の経過及び結果等について報告するものです。

当該施設については、平成18年4月から指定管理者制度が導入され、その管理運営が行われてきたところであります。令和6年3月31日をもって当該指定管理者の指定の期間が満了することから、次期指定管理者の申請を非公募により行いました。

指定管理者候補者の選定に当たっては、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱に基づき、審査委員会を設置し選定することとされております。

当該要綱に基づき設置された本審査委員会は、8月10日に会議を開催し、指定管理者指定申請した団体の説明（プレゼンテーション）及び申請書類をもとに、厳正な審査を行い、指定管理者候補者を選定いたしました。

ここに、指定管理者候補者には、武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター及び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの設置趣旨に沿った管理運営を行っていただき、十分な成果を上げられ市民福祉の向上が図られる期待するものです。

令和5年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会

委員長 石川 浩喜

職務代理 雨宮 則和

委員 室賀 和之

委員 安齋 高

(順不同)

I 審査の経過

1 対象施設

- (1) 武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター
(武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1)
- (2) 武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター
(武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1)

2 申請及び審査の経過

| 期　日 | 経　過 |
|--------------|---|
| 令和5年6月29日（木） | 申請要領の配布 |
| 7月25日（火） | 指定申請書の受付 |
| 8月10日（木） | <p>審査委員会</p> <p>(1) 委員長代理の指名について</p> <p>(2) 審査委員会の会議の取扱い等について</p> <p>　ア 審査委員会の会議の非公開について</p> <p>　イ 審査委員会審査要領の制定について</p> <p>　ウ 審査委員会の会議の進め方等について</p> <p>(3) 武蔵村山市民総合センター身体障害者センター及び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター</p> <p>　ア 募集の経過等について</p> <p>　イ 書類による審査</p> <p>　ウ 説明（プレゼンテーション）</p> <p>　エ 審査及び選定</p> <p>　(ア) 審査及び採点</p> <p>　(イ) 選定</p> <p>　(ウ) 講評</p> <p>(4) 報告書（案）の検討について</p> |

3 申請状況

次の団体から指定申請書の提出がありました。
社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会

II 審査の結果

1 審査の方法

審査委員会では、審査要領に基づき、申請団体の名称を明らかにするとともに当該団体が申請要領に示された応募資格等を満たしていることを確認した上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）をもとに、あらかじめ定められた審査基準に従って審査、選定を行いました。

審査の方法は、提出書類による審査の結果並びに当該団体による提出書類の内容に関する説明及び質疑応答の結果に基づき、個別に各委員が審査基準の各項目について1点から5点までの点数を付すること（以下「採点」という。）により行いました。

選定に当たっては、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とすることとしました。

2 審査の結果

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター及び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの指定管理者候補者として選定しました。

指定管理者候補者　　社会福祉法人　武蔵村山市社会福祉協議会
所在地：武蔵村山市学園四丁目5番地の1
代表者：会長　大谷　恵美子

武藏村山市民総合センター身体障害者福祉センター
指定管理者候補者審査基準一審査の結果一

| 審　　査　　基　　準 | 武藏村山市 社会福祉協議会 |
|---|------------------|
| 1 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。(10点) | 小計 7. 3点 |
| (1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。 | 3. 8点 |
| (2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。 | 3. 5点 |
| 2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 (30点) | 小計 22. 2点 |
| (1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 | 3. 8点 |
| (2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。 | 3. 8点 |
| (3) 自主事業計画書の内容は適切か。 | 3. 5点 |
| (4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。 | 3. 8点 |
| (5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。 | 3. 8点 |
| (6) 情受付体制が整備されているか。 | 3. 5点 |
| 3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。 (20点) | 小計 12. 4点 |
| (1) 総合的に收支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。 | 3. 0点 |
| (2) 経費節減のための方策は適切か。 | 2. 8点 |
| (3) 人件費の設定は適切か。 | 3. 3点 |
| (4) その他の管理経費の設定に無理はないか。 | 3. 3点 |
| 4 管理を安定して行う能力を有すること。 (20点) | 小計 14. 9点 |
| (1) 法人の経営状況に問題はないか。 | 3. 5点 |
| (2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。 | 3. 8点 |
| (3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。 | 3. 8点 |
| (4) 同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか。 | 3. 8点 |
| 5 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。 (10点) | 小計 7. 6点 |
| (1) 関係機関や地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。 | 3. 8点 |
| (2) 利用者の障害特性に応じた支援を行うことが可能か。 | 3. 8点 |
| 6 その他、当事業を行う法人として適正であること。 (10点) | 小計 7. 3点 |
| (1) 将来的に事業を更に充実させていく能力があるか。 | 3. 5点 |
| (2) 総合的に施設を適切に運営していく能力があるか。 | 3. 8点 |
| 合計点数 | (計 100点) |
| | 71. 7点 |

武藏村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター
指定管理者候補者審査基準一審査の結果一

| 審　　査　　基　　準 | 武藏村山市 社会福祉協議会 |
|---|------------------|
| 1 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。(10点) | 小計 7. 6点 |
| (1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。 | 3. 8点 |
| (2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。 | 3. 8点 |
| 2 公の施設の効用を効果的に発揮せるものであること。(30点) | 小計 22. 2点 |
| (1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 | 3. 8点 |
| (2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。 | 3. 8点 |
| (3) 自主事業計画書の内容は適切か。 | 3. 5点 |
| (4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。 | 3. 5点 |
| (5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。 | 3. 8点 |
| (6) 情受付体制が整備されているか。 | 3. 8点 |
| 3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。(20点) | 小計 13. 3点 |
| (1) 総合的に收支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。 | 3. 5点 |
| (2) 経費節減の方策は適切か。 | 3. 0点 |
| (3) 人件費の設定は適切か。 | 3. 3点 |
| (4) 他の管理経費の設定に無理はないか。 | 3. 5点 |
| 4 管理を安定して行う能力を有すること。(20点) | 小計 14. 1点 |
| (1) 法人の経営状況に問題はないか。 | 3. 8点 |
| (2) 施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画・緊急時の対応)は十分なものか。 | 3. 5点 |
| (3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。 | 3. 0点 |
| (4) 同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか。 | 3. 8点 |
| 5 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。 (10点) | 小計 7. 6点 |
| (1) 関係機関や地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。 | 3. 8点 |
| (2) 利用者の障害特性に応じた支援を行うことが可能か。 | 3. 8点 |
| 6 その他、当事業を行う法人として適正であること。(10点) | 小計 7. 6点 |
| (1) 将来的に事業を更に充実させていく能力があるか。 | 3. 8点 |
| (2) 総合的に施設を適切に運営していく能力があるか。 | 3. 8点 |
| 合計点数 | (計 100点) |
| | 72. 4点 |

3 審査の講評

本審査委員会において、申請のあった団体について厳正な審査を行った結果、評定の合計が過半点を超えたことから、武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター及び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの指定管理者候補者として選定いたしました。

選定した団体については、管理運営に関する基本的な考え方が武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター及び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの設置趣旨や指定管理者制度の導入意図に合致していたほか、両センターの運営を20年以上行ってきた実績があり、利用者や関係機関との緊密な連携などが期待でき、総合的に安定した管理運営ができるものと評価しました。

今後も利用者の多様化する要望を丁寧に聞き取るなどして、質の高い福祉サービスの提供を行い、障害者福祉のより一層の充実に努めるよう希望します。

最後に、収支計画において人件費や世界情勢等の影響を受け移送に係る委託経費等が増加しているため、更なる経営の効率化を図って経費節減に努めるよう求め、講評といたします。

III 参考資料

1 審査委員会設置要綱

○武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱

平成17年武蔵村山市訓令（甲）第16号

（設置）

第1条 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号。以下「条例」という。）第2条ただし書の規定により公募によらずに指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする場合における条例第4条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定を行うため、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設（以下「当該公の施設」という。）ごとに置くものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、複数の当該公の施設について一の審査委員会を置くことができる。

（所掌事項）

第2条 審査委員会は、条例第2条ただし書の規定により公募によらずに公の施設の管理を行わせようとする団体が条例第3条の規定によりした申請の内容を審査し、当該団体（以下「申請団体」という。）を指定管理者の候補者とすることの適否について市長に報告する。

（組織）

第3条 審査委員会は、委員長及び委員3人をもって組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 副市長

(2) 委員 企画財政部長、総務部長及び当該公の施設の所管部長

（委員長）

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委

員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、非公開とする。
- 3 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 審査委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要と認めるときは、申請団体の代表者又はその関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 審査委員会委員

武藏村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員名簿

| 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------|-------------|------|
| 石川 浩喜 | 副市長 | 委員長 |
| 雨宮 則和 | 企画財政部長 | 職務代理 |
| 室賀 和之 | 総務部長 | |
| 安齋 高 | 当該公の施設の所管部長 | |

(順不同、敬称略)

3 指定管理者申請要領

武藏村山市民総合センター身体障害者福祉センター
指定管理者申請要領

武 藏 村 山 市

要領の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）は、障害者及びその保護者の福祉の増進を図るため、武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター（以下「身体障害者福祉センター」という。）を平成14年4月1日に開設した。

施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているが、令和6年度からの新たな指定期間の開始に向け、武蔵村山市の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第3条の規定による申請に関する必要な事項を本要領により定めるものとする。

第1 施設の概要

1 施設の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 武蔵村山市民総合センター身体障害者 福祉センター | 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター1階及び2階 |

2 施設の設置目的

身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、身体障害者及びその保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

3 施設の規模等

| | |
|-----------|--|
| 建 物 | 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 6,009.37 m ² (武蔵村山市民総合センター全体) |
| 設 置 年 月 日 | 平成14年4月1日 |
| 延 床 面 積 | 武蔵村山市民総合センター1階及び2階の一部 974.59 m ² |
| 施 設 の 内 容 | 事務室、デイルーム、創作活動室、食堂、厨房、障害者浴室、障害者機械浴室、障害者脱衣室、リネン・洗濯室、車椅子便所4か所、調理実習室、ショートステイ用居室(和室・洋室各1室) |

4 施設利用者の状況

(1) デイサービス事業に係る支給決定者数

| | 地域活動支援センターⅡ型 | |
|-----|--------------|---------|
| | 身体障害者Ⅰ型 | 身体障害者Ⅱ型 |
| 区分1 | 27 | 1 |
| 区分2 | 4 | 1 |
| 区分3 | 2 | 10 |

(令和4年度実績：人)

(2) ショートステイ事業利用日数

| 身体障害者 | 知的障害者 | 合計 |
|-------|-------|-----|
| 271 | 210 | 481 |

(令和4年度実績・単位：日)

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うこと。

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) サービスの提供に当たっては、利用者の平等な利用を確保すること。
- (3) 利用者の意見、要望を適切に管理運営に反映し、サービス向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）とする。

3 管理運営の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後4時までとする。

ただし、ショートステイ事業については、この限りでない。また、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

ア 日曜日（ショートステイ事業を除く。）

イ 12月29日から1月3日までの日

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(3) 管理業務に従事する職員の配置基準

身体障害者福祉センターで実施する生活介護、地域生活支援事業をはじめとする各種事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に規定する従業者の員数を最低基準とし、施設の開館日、開館時間、利用者の年齢構成及び男女のバランスを考慮して、現在のサービス水準以上の支援を実施するために必要と見込まれる従業者を配置すること。その他の事業においても、業務の目的を達成するために必要な人員を配置すること。また、全体として、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）及び東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例に規定する要件を満たしていなければならない。

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

ア デイサービス事業

- ・ 基本事業
- ・ 創作的活動事業
- ・ 入浴サービス事業
- ・ 給食サービス事業
- ・ 介護サービス事業
- ・ 送迎サービス事業

イ ショートステイ事業

ウ その他の事業

- ・ 身体障害者関係福祉団体に対する便宜の供与等に関すること。
- ・ ボランティア養成等のための事業に関すること。
- ・ 身体障害者及び地域住民に対する啓発等の事業に関すること。
- ・ 調理実習室の貸出しに関すること。

エ 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に規定する事業報告書等の提出に関する業務

オ 経理業務

- ・ 維持管理経費の支払
- ・ 市からの指定管理委託料経理

カ その他市長が必要と認める業務

(5) 個人情報の保護及び情報公開における指定管理者の責務

ア 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成4年武蔵村山市条例第30号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

イ 情報公開

指定管理者は、身体障害者福祉センターの管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講じなければならない。このため、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に準拠した規程を設けるものとする。

(6) 関係法令及び条例の規定の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令、条例、規則及び本申請要領を遵守しなければならない。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び同法施行令（平成18年政令第10号）並びに同法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

- オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- カ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準
- キ 武藏村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則（平成17年武藏村山市規則第38号）
- ク 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令（平成15年政令第507号）
- ケ 武藏村山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び武藏村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年武藏村山市規則第3号）
- コ 武藏村山市情報公開条例及び同条例施行規則（平成18年武藏村山市規則第27号）
- サ 武藏村山市行政手続条例（平成9年武藏村山市条例第11号）
- シ 武藏村山市民総合センター設置条例（平成13年武藏村山市条例第24号）
- ス 武藏村山市身体障害者福祉センター事業運営規則（平成14年武藏村山市規則第7号）
- セ 武藏村山市暴力団排除条例（平成24年武藏村山市条例第34号）
- ソ その他身体障害者福祉センターの管理運営に適用される法令等

(7) その他の重要事項

- ア 業務の執行は、指定管理者が自ら行うことを原則とするが、清掃等の個別の業務については、市の承諾を得て外部業者に委託することは可能である。
- イ 施設賠償責任保険等に加入すること。
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用契約、利用料の徴収等の事務分担については、次のとおりとする。

| 項目 | 市 | 指定管理者 |
|-------------------|---|-------|
| 支給（利用）の決定 | ○ | |
| 利用者の利用調整 | | ○ |
| 利用契約 | | ○ |
| 利用料及び利用料以外の実費の徴収※ | ○ | ○ |

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び武藏村山市民総合センター設置条例に規定する障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用者自己負担金等の徴収は指定管理者が行い、市に納入することとする。

- エ 給食サービスの内容については、利用者個々の障害特性に合わせたものとしなければならない。

4 管理運営に要する経費

(1) 指定管理料

市は、予算の範囲内において管理業務に係る委託料（以下「指定管理料」という。）を指定管理者に支払う。指定期間を通じた指定管理料の限度額については、地方自治法第214条に規定する債務負担行為により設定し、当該設定額は、指定管理業務の適正な水準を確保するため、指定管理者の候補者から申請時に提出された收支予算書等に基づき適切に算出し

た指定期間全体の指定管理料の総額とする。

なお、指定期間中各年度の指定管理料については、債務負担行為の設定額を上限に市と指定管理者が協議を行い、予算編成を通じて年度ごとに決定する。

(2) 支払方法及び経理方法

ア 支払方法

指定管理料は、会計年度ごとに、指定管理者からの請求に基づき、分割して支払う。なお、支払の方法、回数については、市と指定管理者が協議して定める。

イ 経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分すること。なお、当該経費及び収入については専用の口座で管理すること。

5 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担については、おおむね次の表のとおりとする。詳細については、協定締結の際に定める。

| 項目 | 市 | 指定管理者 |
|--|---------|-------|
| 施設の運営 (苦情対応、運営に係る総務、経理業務を含む。) | | ○ |
| 施設の維持管理(施設設備等の日常点検等) | | ○ |
| 災害時対応(待機連絡体制の確保、被害調査・報告、 応急措置等)(※1) | ○ 指示 | ○ |
| 災害復旧 | ○ | |
| 施設設備等の大規模修繕(50万円以上) | ○ | |
| 備品管理(※2) 新規購入 | | ○ |
| | | ○ |
| 利用者に対する賠償責任 | ○ | ○ |
| 包括的管理責任 | ○ | |

※1 指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

※2 市が配置した備品は、指定管理者が管理すること。新規に購入する必要があるものについては、原則として指定管理者が調達し、購入に当たっては事前に市に報告すること。なお、指定管理者が調達した備品の帰属先については、別途協議する。

第3 申請の手続

1 申請資格

- (1) 指定期間にわたり、身体障害者福祉センターの事業運営を円滑に行うことができる、武藏村山市内に事務所を置く社会福祉法人又は武藏村山市内に法人本部を置くN P O 法人であって、類似施設の運営実績があるもの。
- (2) 別に定める武藏村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター指定管理者申請要領第3の1に定める申請資格を有し、かつ、指定期間中、身体障害者福祉センターの管理運営と併せて障害者地域自立生活支援センターの管理運営ができる法人であること。
- (3) 法人又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるものの
 - オ 地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
 - カ 国税又は地方税を滞納しているもの
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの

2 申請書の提出

(1) 申請書受付期間

令和5年7月18日（火）から同月25日（火）まで（祝日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出先

武藏村山市健康福祉部障害福祉課（武藏村山市民総合センター1階）

住 所 〒208-8502 武藏村山市学園四丁目5番地の1

電 話 042-590-1185

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと。）で提出するものとする。ファクシミリ、電子メール等による提出は認めない。

(4) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

3 提出書類

| | 書類の名称 | 様式 |
|---|---|-------|
| 1 | 指定管理者指定申請書 | 第1号様式 |
| 2 | 事業計画書（5年間） | 指定様式1 |
| 3 | 収支予算書（5年間） | 指定様式2 |
| 4 | 法人の定款 | 任意様式 |
| 5 | 法人の登記事項証明書（全部証明） | 当該証明書 |
| 6 | 法人の経営状況を示す書類 (1)貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近3年間） (2)財産目録及び事業報告書又はこれに類するもの（直近1年間） (3)令和5年度の法人の事業計画書及び収支予算書 | 任意様式 |
| 7 | 納税証明書 (1)法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3） (2)都税（法人事業税、法人都民税）に係る納税証明書 (3)市税（法人市民税）に係る納税証明書 | 当該証明書 |
| 8 | 法人の就業規則又はこれに準ずる定め（直近1年間） | 任意様式 |

4 申請に係る留意事項

(1) 虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。

(2) 申請の辞退

申請書類の提出後に申請を取り下げる場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。

(3) 申請書類の取扱い

ア 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

イ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者候補者に選定された団体の申請書類については、指定管理者制度による施設の管理内容の公表その他市が必要と認める場合には、個人情報等の適正な取扱いをした上で、市は、その全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

ウ 申請書類は、武蔵村山市情報公開条例第8条各号に掲げる非開示情報（個人情報、事業活動情報等）を除き、開示の対象とする。

エ 事業計画書及び収支予算書の提出後は、その内容を変更し、又は追加することはできない。

第4 指定管理者候補者の選定

1 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請書類及びプレゼンテーションの二段階による審査を行い、申請をした法人が審査基準を全て満たすときは、当該法人を指定管理者の候補者に選定する。

(1) 審査

令和5年8月に審査を行い、指定管理者候補者1団体を選定する。

ア 審査方法

- ・ 書類審査
- ・ プrezentation

提出された事業計画書等を基にプレゼンテーション（約20分）及び質疑応答を行う。

イ 選定結果の通知等

審査委員会の選定結果に基づき、市長は指定管理者候補者を決定する。

選定結果については、指定管理者候補者の名称を公表する（令和5年10月下旬を予定）。

2 選定基準

- (1) 利用者の適切なサービス受給が確保されること。（10点）
- (2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。（30点）
- (3) 管理に要する経費の縮減を図るものであること。（20点）
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。（20点）
- (5) 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。（10点）
- (6) その他当事業を行う法人として適正であること。（10点）

3 審査基準

資料「武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター指定管理者候補者審査基準」とおり。

第5 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体は、令和5年第4回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定される（令和5年12月を予定）。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理業務等に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの指定管理料等を定めた年度協定を締結する。

なお、事業計画書において提案された内容の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとする。

(1) 基本協定の主な項目

- ア 指定期間にに関する事項
- イ 施設及び備品に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 個人情報の取扱いに関する事項
- カ 損害賠償に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 業務の引継ぎに関する事項
- ケ その他必要な事項

(2) 年度協定の主な項目

- ア 当該年度の事業実施に関する事項
- イ 市が負担する指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 留意事項

(1) 指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当ないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(2) 管理業務の継続が困難となった場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、市は、その指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、管理業務の継続が困

難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市は、その指定を取り消すことができる。

(3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。

(4) 施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

また、指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに原状に回復するものとする。

(5) 業務の引継ぎ等

ア 指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務引継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。

なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。

イ 指定期間の満了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、身体障害者福祉センターの管理運営に支障がないよう、円滑な引継ぎに協力し、必要な資料等について提供するものとする。

(6) 第三者への委託の禁止

指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。ただし、清掃、警備等の個別の業務については、市長の承認を得て第三者に委託することができる。

(7) 各種保険への加入

指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。

(8) モニタリングの実施

市は、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に従い、各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査等により、指定管理者による施設の管理が適正かつ確実に履行されているかについての確認及び評価（以下「モニタリング」という。）を行う。

ア モニタリングの内容は、次のとおりとする。

- ・ 「事業報告書」による実施（年12回：毎月）
- ・ 「利用者アンケート調査」の実施（年1回：おおむね10月）
- ・ 「定期実地調査」の実施（年2回：おおむね8月・2月）
- ・ 「管理業務の総括評価（自己評価）」の実施（年1回：おおむね翌年6月）

イ 各種報告書、利用者アンケート調査及び管理業務の総括評価については、指定管理者の責任と費用により実施し、市に提出するものとする。

ウ モニタリングの実施時期、回数等具体的な内容については、協定締結後、市と指定管理者が協議して定めることとする。

エ モニタリングにより改善すべき事項が認められたときは、市は、指定管理者に対し必要な指導、指示等を行う。

武藏村山市民総合センター身体障害者福祉センター指定管理者候補者審査基準

| 審査基準 | 評定 | | | | |
|--|------|---|---|---|---|
| 1 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。 (10点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 (30点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (3) 自主事業計画書の内容は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (6) 苦情受付体制が整備されているか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。 (20点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 総合的に収支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 経費節減のための方策は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (3) 人件費の設定は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (4) その他の管理経費の設定に無理はないか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 4 管理を安定して行う能力を有すること。 (20点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 法人の経営状況に問題はないか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (4) 同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 5 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。 (10点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 関係機関や地域住民との連携及び協力をを行うことが期待できるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 利用者の障害特性に応じた支援を行うことが可能か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 6 その他、当事業を行う法人として適正であること。 (10点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 将来的に事業を更に充実させていく能力があるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 総合的に施設を適切に運営していく能力があるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 合 計 点 数 | 点 | | | | |

武藏村山市民総合センター障害者地域自立生活
支援センター指定管理者申請要領

武 藏 村 山 市

要領の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）は、在宅障害者の地域における生活を支援し、その自立と社会参加の促進を図るため、武蔵村市民総合センター障害者地域自立生活支援センター（以下「障害者地域自立生活支援センター」という。）を、平成14年4月1日に武蔵村市民総合センター内に開設した。

施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているが、令和6年度からの新たな指定期間の開始に向け、武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号）第3条の規定による申請に関する必要な事項を本要領により定めるものとする。

第1 施設の概要

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| 武蔵村山市民総合センター障害者 地域自立生活支援センター | 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター1階 |

2 施設の設置目的

障害者又はその家族に対し、在宅福祉サービスの利用の援助、社会生活力を高めるための支援その他の事業を行い、在宅の障害者の地域における生活を支援し、その自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

3 施設の規模等

| | |
|---------|--|
| 建 物 | 鉄筋コンクリート造、地上3階建 延床面積 6,009.37 m ² (武蔵村山市民総合センター全体) |
| 設置年月日 | 平成14年4月1日 |
| 延 床 面 積 | 武蔵村山市民総合センター1階の一部 30.046 m ² |
| 施設の内容 | 事務室、相談室及び廊下 |

4 施設の利用状況

| 相談内容 | 件数 |
|------------------|--------|
| 福祉サービスの利用等に関する支援 | 7, 230 |
| 障害や症状の理解に関する支援 | 263 |
| 健康・医療に関する支援 | 328 |
| 不安の解消・情緒安定に関する支援 | 414 |
| 家族等に関する支援 | 25 |
| 家計・経済に関する支援 | 21 |
| 生活技術に関する支援 | 13 |
| 就労に関する支援 | 8 |
| 社会参加・余暇活動に関する支援 | 6 |
| 権利擁護に関する支援 | 23 |
| その他 | 223 |
| 合計 | 8, 554 |

(令和4年度実績・単位：件)

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うこと。

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) サービスの提供に当たっては、利用者の平等な利用を確保すること。
- (3) 利用者の意見、要望を適切に管理運営に反映し、サービス向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）とする。

3 管理運営の基準

(1) 開館時間

午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から同月31日までの日

エ 1月2日及び同月3日

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(3) 管理業務に従事する職員の配置基準

指定管理者は、業務に履行と責任体制を確保するため、職員を2人以上配置し、うち直接支援にあたる従業者（以下「相談支援専門員」という。）については、常勤としなければならない。相談支援専門員及び管理者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省第27号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省第28号）に規定する従業者の要件を満たす者とする。

また、指定管理者として協定締結後、速やかに東京都又は武藏村山市から指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者としての指定を受けなければならない。

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

ア 障害者又はその家族に対する総合的な相談に関すること。

- イ 障害者に対するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等在宅福祉サービスの利用の援助に関すること。
- ウ 施設の紹介等社会資源を活用するための支援に関すること。
- エ 社会生活訓練等社会生活力を高めるための支援に関すること。
- オ ピアカウンセリングに関すること。
- カ 身体障害者更生相談所等専門機関の紹介に関すること。
- キ 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に定める事業報告書等の提出に関する業務
- ク 経理業務
 - ・ 維持管理経費の支払
 - ・ 市からの指定管理委託料経理
- ケ その他市長が必要と認める事業

(5) 個人情報の保護及び情報公開における指定管理者の責務

ア 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年武蔵村山市条例第30号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

イ 情報公開

指定管理者は、障害者地域自立生活支援センターの管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講じなければならない。このため、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に準拠した規程を設けるものとする。

(6) 関係法令及び条例の規定の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令、条例、規則及び本申請要領を遵守しなければならない。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び同法施行令（平成18年政令第10号）並びに同法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- オ 武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則（平成17年武蔵村山市規則第38号）
- カ 個人情報の保護に関する法律及び同法施行令（平成15年政令第507号）
- キ 武蔵村山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年武蔵村山市規則第3号）
- ク 武蔵村山市情報公開条例及び同条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第27号）

- ヶ 武蔵村山市行政手続条例（平成9年武蔵村山市条例第11号）
- コ 武蔵村山市民総合センター設置条例（平成13年武蔵村山市条例第24号）
- サ 武蔵村山市障害者地域自立生活支援センター事業運営規則（平成14年武蔵村山市規則第8号）
- シ 武蔵村山市暴力団排除条例（平成24年武蔵村山市条例34号）
- ス その他障害者地域自立生活支援センターの管理運営に適用される法令等

(7) その他の重要事項

- ア 業務の執行は、指定管理者が自ら行うことを原則とするが、清掃等の個別の業務については、市の承諾を得て外部業者に委託することは可能である。
- イ 賠償責任保険等に加入すること。
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するサービス利用計画書作成費に係る利用契約、実費の徴収等の事務分担については次のとおりとする。

| 項目 | 市 | 指定管理者 |
|-----------|---|-------|
| 支給（利用）の決定 | ○ | |
| 利用者の利用調整 | | ○ |
| 利用契約 | | ○ |
| 実費の徴収 | | ○ |

4 管理運営に要する経費

(1) 指定管理料

市は、予算の範囲内において管理業務に係る委託料（以下「指定管理料」という。）を指定管理者に支払う。指定期間を通じた指定管理料の限度額については、地方自治法第214条に規定する債務負担行為により設定し、当該設定額は、指定管理業務の適正な水準を確保するため、指定管理者の候補者から申請時に提出された収支予算書等に基づき適切に算出した指定期間全体の指定管理料の総額とする。

なお、指定期間中各年度の指定管理料については、債務負担行為の設定額を上限に市と指定管理者が協議を行い、予算編成を通じて年度ごとに決定する。

(2) 支払方法及び経理方法

ア 支払方法

指定管理料は、会計年度ごとに、指定管理者からの請求に基づき、分割して支払う。なお、支払の方法、回数については、市と指定管理者が協議して定める。

イ 経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分すること。なお、当該経費及び収入については専用の口座で管理すること。

5 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担については、おおむね次の表のとおりとする。詳細については、協定締結の際に定める。

| 項目 | 市 | 指定管理者 |
|------------------------------------|---------|-------|
| 施設の運営 (苦情対応、運営に係る総務、経理業務を含む。) | | ○ |
| 施設の維持管理（施設設備等の日常点検等） | | ○ |
| 災害時対応（待機連絡体制の確保、被害調査・報告、応急措置等）（※1） | ○ 指示 | ○ |
| 災害復旧 | ○ | |
| 施設設備等の大規模修繕（50万円以上） | ○ | |
| 備品管理（※2） | 新規購入 | ○ |
| | 修繕 | ○ |
| 利用者に対する賠償責任 | ○ | ○ |
| 包括的管理責任 | ○ | |

※1 指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

※2 市が配置した備品は、指定管理者が管理すること。新規に購入する必要があるものについては、原則として指定管理者が調達し、購入に当たっては事前に市に報告すること。なお、指定管理者が調達した備品の帰属先については、別途協議する。

第3 申請の手続

1 申請資格

- (1) 指定期間にわたり、障害者地域自立生活支援センターの事業運営を円滑に行うことができる、武蔵村山市内に事務所を置く社会福祉法人又は武蔵村山市内に法人本部を置くNPO法人であって、地域生活支援事業実施要綱（国要綱）に基づく、「障害者相談支援事業」の運営実績又はそれに準ずる実績があるもの。
- (2) 別に定める武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター申請要領第3の1に定める申請資格を有し、かつ、指定期間中、障害者地域自立生活支援センターの管理運営と併せて身体障害者福祉センターの管理運営ができる法人であること。
- (3) 法人又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの。
 - イ 破産者で復権を得ないもの。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市において一般競争入札等の参加を制限されているものの。
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるものの。
 - オ 地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの。
 - カ 国税又は地方税を滞納しているもの。
 - キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行なうもの。

2 申請手続の日程等

(1) 申請の受付期間

令和5年7月18日（火）から同月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出先

武蔵村山市健康福祉部障害福祉課（武蔵村山市民総合センター1階）

住所 〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1

電話 042-590-1185

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと）で提出するものとする。ファクシミリ、電子メール等による提出は、認めない。

(4) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

3 提出書類

| | 書類の名称 | 様式 |
|---|---|-------|
| 1 | 指定管理者指定申請書 | 第1号様式 |
| 2 | 事業計画書（5年間） | 指定様式1 |
| 3 | 収支予算書（5年間） | 指定様式2 |
| 4 | 法人の定款 | 任意様式 |
| 5 | 法人の登記事項証明書（全部証明） | 当該証明書 |
| 6 | 法人の経営状況を示す書類 (1)貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近3年分） (2)財産目録及び事業報告書又はこれに類するもの（直近1年間） (3)令和5年度の法人の事業計画書及び収支予算書 | 任意様式 |
| 7 | 納税証明書 (1)法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3） (2)都税（法人事業税、法人都民税）に係る納税証明書 (3)市税（法人市民税）に係る納税証明書 | 当該証明書 |
| 8 | 法人の就業規則又はこれに準ずる定め（直近1年間） | 任意様式 |

4 申請に係る留意事項

(1) 虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。

(2) 申請の辞退

申請書類の提出後に申請を取り下げる場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。

(3) 申請書類の取扱い

ア 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

イ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者候補者に選出された団体の申請書類については、個人情報等の適正な取扱いをした上で、市は、全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

ウ 申請書類は、武藏村山市情報公開条例第8条各号に掲げる非開示情報（個人情報・事業活動情報等）を除き、開示の対象とする。

エ 事業計画書及び収支予算書の提出後は、その内容を変更し、又は追加することはできない。

第4 指定管理者候補者の選定

1 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、武藏村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、武藏村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請書類及びプレゼンテーションの二段階による審査を行い、申請をした法人が審査基準を全て満たすときには、当該法人を指定管理者の候補者に選定する。

(1) 審査

令和5年8月に審査を行い、指定管理者候補者1団体を選定する。

ア 審査方法

- ・ 書類審査
- ・ プrezentation

提出された事業計画書等を基にプレゼンテーション（約20分）及び質疑応答を行う。

イ 選定結果の通知等

審査委員会の選定結果に基づき、市長は指定管理者の候補者を決定する。選定結果については、申請をした法人に通知する。

2 選定基準

- (1) 利用者の適切なサービス受給が確保されること。(10点)
- (2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。(30点)
- (3) 管理に要する経費の縮減を図るものであること。(20点)
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。(20点)
- (5) 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。(10点)
- (6) その他、当事業を行う法人として適正であること。(10点)

3 審査基準

資料「武藏村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター指定管理者候補者審査基準」のとおり。

第5 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された法人は、令和5年第4回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定する。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理等に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの指定管理料等を定めた年度協定を締結する。

(1) 基本協定の主な項目

- ア 指定予定期間にに関する事項
- イ 施設及び備品に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 個人情報の取扱いに関する事項
- カ 損害賠償に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 業務の引継ぎに関する事項
- ケ その他必要な事項

(2) 年度協定の主な項目

- ア 当該年度の事業実施に関する事項
- イ 市が負担する指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 留意事項

(1) 指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(2) 管理業務の継続が困難となった場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、市は、その指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 指定管理の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市は、その指定を取り消すことができる。

(3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合

市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。

(4) 施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

また、指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに現状に回復するものとする。

(5) 業務の引継ぎ等

ア 指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務引継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。

なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。

イ 指定期間の満了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、管理運営に支障がないよう、円滑な引継に協力し、必要な資料等について提供するものとする。

(6) 第三者への委任の禁止

指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。ただし、清掃、警備等の個別の業務については、市長の承認を得て第三者に委託することができる。

(7) 各種保険への加入

指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。

(8) モニタリングの実施

市は、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に伴い、各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査等により、指定管理者による施設の管理が適正かつ確実に履行されているかについての確認及び評価(以下「モニタリング」という。)を行う。

ア モニタリングの内容は、次のとおりとする。

- ・ 「事業報告書」による実施(年12回 毎月)
- ・ 「利用者アンケート調査」の実施(年1回 おおむね10月)
- ・ 「定期実地調査」の実施(年2回 おおむね8月・2月)
- ・ 「管理業務の総括評価(自己評価)」の実施(年1回 おおむね翌年7月)

イ 各種報告書、利用者アンケート調査及び管理業務の総評価については、指定管理者の責任と費用により実施し、市に提出するものとする。

ウ モニタリングの実施時期、回数等具体的な内容については、協定締結後、市と指定管理者が協議して定めることとする。

エ モニタリングにより改善すべき事項が認められたときは、市は、指定管理者に対し必要な指導、指示を行う。

資料

武藏村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター指定管理者候補者審査基準

| 選定基準 | 評定 | | | | |
|---|-------------|---|---|---|---|
| 1 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。 (10点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 関係する法律、条例などに基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 (30点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 施設の現状を正しく認識し、今後のあり方について具体的かつ適切な提案があるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (3) 自主事業計画書の内容は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (6) 苦情受付体制が整備されているか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。 (20点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 総合的に收支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 経費節減のための方策は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (3) 人件費の設定は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (4) その他の管理経費の設定に無理はないか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 4 管理を安定して行う能力を有すること。 (20点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 法人の経営状況に問題はないか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (4) 同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 5 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。 (10点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 関係機関や地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 利用者の障害特性に応じた支援を行うことが可能か。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 6 その他、当事業を行う法人として適正であること。 (10点) | 小計 点 | | | | |
| (1) 将来的に事業を更に充実させていく能力があるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 総合的に施設を適切に運営していく能力があるか。 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 合 計 点 数 | 点 | | | | |

4 審査委員会審査要領

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会審査要領

(令和5年8月10日審査委員会決定)

第1 趣旨

この要領は、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱（平成17年武蔵村山市訓令（甲）第16号。以下「要綱」という。）により設置する武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

1 審査の対象施設

武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター及び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センター

2 審査委員会の委員

審査委員会の委員は、要綱第3条第2項の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

| 氏名 | 区分 | 備考 |
|-------|------------------------------------|------|
| 石川 浩喜 | 副市長の職にある者 (要綱第3条第2項第1号該当) | 委員長 |
| 雨宮 則和 | 企画財政部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当) | 職務代理 |
| 室賀 和之 | 総務部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当) | |
| 安齋 高 | 公の施設の所管部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当) | |

3 審査の基準

審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。
- (2) 公の施設の効用を効果的に發揮させるものであること。
- (3) 管理に要する経費の縮減を図るものであること。
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。
- (6) その他、当事業を行う法人として適正であること。

第3 審査及び選定の方法

1 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を基に採点方式の総合評価により行う。

2 説明（プレゼンテーション）

申請団体から20分以内で提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を受け、その後、10分程度の質疑応答を行う。

3 審査基準

審査は、第2の3の審査基準を踏まえて別に定める指定管理者候補者審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付することにより行う。

各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とする。

第4 選定結果の公表

選定結果については、申請団体に通知するとともに、市のホームページにおいてその概要を公表する。ただし、公表することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項は、公表しないものとする。

武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センター及び武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの指定管理者候補者について

(報 告)

令和5年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会
(事務局) 武蔵村山市健康福祉部障害福祉課